

平成十六年政令第百五十七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び
第三条ただし書の規定に基づき教職員の給
与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の
最高限度を定める政令

内閣は、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年
法律第三百三十三号）第二条ただし書の規定に基づ
き、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定
に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等
の国庫負担額の最高限度を定める政令（昭和二十
八年政令第百六号）の全部を改正するこの政令を
制定する。

（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般教職員 公立義務教育諸学校の学級編
制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和
三十三年法律第十六号。以下「標準法」と
いう。）第二条第三項に規定する教職員のう
ち、地方公共団体の一般職の任期付職員の採
用に関する法律（平成十四年法律第四十八
号）第四条の規定により採用された者以外の
者をいう。

二 給料の調整額 一般職の職員の給与に関す
る法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十
条の規定に相当する条例の規定により支給さ
れる給料の調整額をいう。

三 教職調整額 公立の義務教育諸学校等の教
育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四
十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定
する教職調整額をいう。

四 都道府県教員基礎給料月額 各都道府県ご
とに、当該年度の五月一日に在職する都道府
県及び市（地方自治法（昭和二十二年法律第
六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指
定都市（以下「指定都市」という。）を除き、
特別区を含む。以下同じ。）町村の設置する
小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等
教育学校の前期課程（以下「都道府県及び市
町村の設置する小学校等」という。）の一般
教職員（栄養教諭等（学校給食法（昭和二十
九年法律第六十号）第七条に規定する職員
をいう。以下同じ。）、寄宿舎指導員及び事務
職員を除く。以下この号及び第十二号におい
て同じ。）（都道府県立の小学校、中学校（学
校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第
七十一条の規定により高等学校における教育

と一貫した教育を施すものを除く。次号、第
六号及び第八号において同じ。）及び義務教
育学校にあつては、義務教育費国庫負担法第
二条第三号に規定する教育課程の実施を目的
として配置される教職員（以下「特定教育課
程担当教職員」という。）であるものに限る。
以下この号において同じ。）の一人当たりの
給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。
以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸
給、学校教育の水準の維持向上のための義務
教育諸学校の教職員の人材確保に関する特
別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下
「人材確保法」という。）第三条の規定により
講じられている措置並びに当該都道府県にお
ける経験年数別の都道府県及び市町村の設置
する小学校等の一般教職員の実数等を勘案し
て文部科学省令で定めるところにより算定し
た額をいう。

五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ご
とに、当該年度の五月一日現在において、都
道府県及び市町村の設置する小学校等の校
長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教
諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師
（第十三号において「校長及び教諭等」とい
う。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務
教育学校にあつては、特定教育課程担当教職
員であるものに限る。）について、標準法第
六条の二の規定により算定した数、標準法第
三条第一項及び第二項本文に規定する学級編
制の標準により算定した学級数に基づき標準
法第七条及び第八条の規定により算定した
数、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八
条第四項後段の規定により指導主事に充てら
れるものとして文部科学大臣が財務大臣と協
議して定めた数並びに標準法第十八条第一号
及び第四号から第六号までに掲げる者（以下
「産休代替教職員等」という。）の実数の合計
数から地方公務員の育児休業等に関する法律
（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定
により育児休業をしている者（以下「育児
休業者」という。）、地方公務員法（昭和二十
五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第
一項の規定により配偶者同行休業をしている
者（以下「配偶者同行休業者」という。）、同
法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受
けた者（以下「専従職員」という。）その他

文部科学省令で定める者の実数の合計数を減
じた数をいう。

六 都道府県栄養教諭等基礎給料月額 各都道
府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する
都道府県及び市町村の設置する小学校等並び
に市町村立の共同調理場（学校給食法第六条
に規定する施設をいう。以下同じ。）の一般
教職員である栄養教諭等（都道府県立の小学
校、中学校及び義務教育学校にあつては、特
定教育課程担当教職員であるものに限る。以
下この号及び次号において同じ。）の一人当
たりの給料の月額として、国家公務員の俸
給、人材確保法第三条の規定により講じられ
ている措置並びに当該都道府県における経験
年数別の都道府県及び市町村の設置する小学
校等並びに市町村立の共同調理場の一般教職
員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部
科学省令で定めるところにより算定した額を
いう。

七 都道府県栄養教諭等算定基礎定数 各都道
府県ごとに、当該年度の五月一日現在におい
て、都道府県及び市町村の設置する小学校等
並びに市町村立の共同調理場の栄養教諭等
について、標準法第八条の二の規定により算定
した数と産休代替教職員等の実数との合計数
から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職
員その他文部科学省令で定める者の実数の合
計数を減じた数をいう。

八 都道府県事務職員基礎給料月額 各都道府
県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都
道府県及び市町村の設置する小学校等の一般
教職員である事務職員（都道府県立の小学
校、中学校及び義務教育学校にあつては、特
定教育課程担当教職員であるものに限る。以
下この号及び次号において同じ。）の一人当
たりの給料の月額として、国家公務員の俸給
並びに当該都道府県における経験年数別の都
道府県及び市町村の設置する小学校等の一般
教職員である事務職員の実数等を勘案して文
部科学省令で定めるところにより算定した額
をいう。

九 都道府県事務職員算定基礎定数 各都道府
県ごとに、当該年度の五月一日現在におい
て、都道府県及び市町村の設置する小学校等
の事務職員について、標準法第三条第一項及
び第二項本文に規定する学級編制の標準によ
り算定した学級数に基づき標準法第九条の規

定により算定した数と産休代替教職員等の実
数との合計数から育児休業者、配偶者同行休
業者、専従職員その他文部科学省令で定める
者の実数の合計数を減じた数をいう。

十 都道府県特別支援学校教職員基礎給料月
額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日
に在職する都道府県及び市町村の設置する特
別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員
の一人当たりの給料の月額として、国家公務
員の俸給、人材確保法第三条の規定により講
じられている措置並びに当該都道府県におけ
る経験年数別の都道府県及び市町村の設置す
る特別支援学校の小学部及び中学部の一般教
職員の実数等を勘案して文部科学省令で定め
るところにより算定した額をいう。

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定
数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日
現在において、都道府県及び市町村の設置す
る特別支援学校の小学部及び中学部の校長、
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、
養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教
諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員につい
て、標準法第三条第一項及び第三項本文に規
定する学級編制の標準により算定した学級数
に基づき標準法第十条第一項の規定により算
定した数と産休代替教職員等の実数との合計
数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従
職員その他文部科学省令で定める者の実数の
合計数を減じた数をいう。

十二 指定都市教員基礎給料月額 各指定都市
ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定
都市の設置する小学校、中学校及び義務教育
学校並びに中等教育学校の前期課程（以下
「指定都市の設置する小学校等」という。）の
一般教職員の一人当たりの給料の月額として
、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の
規定により講じられている措置及び当該指定
都市における経験年数別の指定都市の設置す
る小学校等の一般教職員の実数等を勘案して
文部科学省令で定めるところにより算定した
額をいう。

十三 指定都市教員算定基礎定数 各指定都市
ごとに、当該年度の五月一日現在において、
指定都市の設置する小学校等の校長及び教諭
等について、標準法第三条の二の規定により
算定した数、標準法第三条第一項及び第四
条第二項に規定する学級編制の標準により算定

した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに産休代替教職員等の実数の合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十四 指定都市栄養教諭等基礎給料月額 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十五 指定都市栄養教諭等算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十六 指定都市事務職員基礎給料月額 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給及び当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十七 指定都市事務職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専

従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十八 指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

第二条 義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「都道府県算定総額」という。）を超える都道府県については、当該都道府県算定総額の三分の一を最高限度とする。

- 一 都道府県教職員基礎給料月額に都道府県教員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 二 都道府県栄養教諭等基礎給料月額に都道府県栄養教諭等算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 三 都道府県事務職員基礎給料月額に都道府県事務職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 四 都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額に都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額

五 都道府県及び市町村の設置する小学校等、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部並びに市町村立の共同調理場の一般教職員に係る給料の調整額、教職調整額並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条に規定する扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む）、へき地手当（これに準ずる手当を含む）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び義務教育等教員特別手当（次項第五号において「給料の調整額等」という。）について、それぞれの給与の種類ごとに、国家公務員の給与及び人材確保法第三条の規定により講じられている措置等を勘案して、毎年度、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより各都道府県ごとに算定した額の合計額

2

義務教育費国庫負担法第三条の規定による国庫負担額は、当該年度における教職員の給与及び報酬等に要する経費の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「指定都市算定総額」という。）を超える指定都市については、当該指定都市算定総額の三分の一を最高限度とする。

- 一 指定都市教職員基礎給料月額に指定都市教員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 二 指定都市栄養教諭等基礎給料月額に指定都市栄養教諭等算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 三 指定都市事務職員基礎給料月額に指定都市事務職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 四 指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額に指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 五 指定都市の設置する小学校等、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部並びに指定都市の設置する共同調理場の一般教職員に係る給料の調整額等について、それぞれの給与の種類ごとに、国家公務員の給与及び人材確保法第三条の規定により講じられている措置等を勘案して、毎年度、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより各都道府県ごとに算定した額の合計額

臣が財務大臣と協議して定めるところにより各指定都市ごとに算定した額の合計額（前年度以前の年度に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費を負担すべきこととなった都道府県又は指定都市に係る国庫負担額の最高限度額）

第三条 当該年度においてその前年度以前の年度に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費を負担すべきこととなった都道府県又は指定都市については、次に定めるところにより算定した額の合計額の三分の一を教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度とする。

- 一 当該年度における当該年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の実支出額（その額が当該年度における都道府県算定総額又は指定都市算定総額を超えるときは、当該都道府県算定総額又は指定都市算定総額）
- 二 当該年度の前年度以前の年度に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費で当該年度において負担すべきこととなったものについて、当該都道府県又は指定都市に係るその年度における教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の算定方法の例に準じて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより算定した額（文部科学省令への委任）

第四条 この政令に定めるもののほか、この政令の実施について必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則

第一条 この政令は、公布の日から施行し、平成十六年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条第五号	標準法第六号の二	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第一号	標準法第七條及び第七條	改正令附則第四項及び第五項	施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第百五十四号。以下「改正令」という。）附則第三項
第七号	標準法第八條の一	改正令附則第六項	
第九号	標準法第九條	改正令附則第七項	
第十号	標準法第十條	改正令附則第八項	

（平成十五年以前に於ける国の負担に關する経過措置）

第三条 平成十五年以前に於ける教職員の給与及び報酬等に要する経費につき平成十六年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

（平成十六年度及び平成十七年度に係る国の負担に關する経過措置）

第四条 平成十六年度及び平成十七年度に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費につき平成十八年度以降の年度に支出される国の負担に係る第三条の適用については、同条中「合計額の三分の一」とあるのは「合計額」と、同条第一号中「算定総額」とあるのは「算定総額」の三分の一」と、同条第二号中「当該年度の前年度以前の年度」とあるのは「平成十六年度又は平成十七年度」と、「算定した額」とあるのは「算定した額の二分の一」とする。

附則（平成一六年七月三〇日政令第二五号）

この政令は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第二九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年二月一日政令第一四号）抄

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 法附則第十九条第一項の規定により普通地方公共団体が調整手当を支給する場合における第二十五条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第二条第五号の規定の適用については、同条中「教職調整額」とあるのは、「教職調整額、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十九条第一項の規定により支給することができる調整手当」とする。

附則（平成一八年三月三十一日政令第一五号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年七月二〇日政令第二二三号）

この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年十一月二二日政令第三六三号）

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第二条中教育公務員特例法施行令第七條各号の改正規定、第三条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律施行令第七條第一項の改正規定、第四条中公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に關する法律施行令第四条第一項の改正規定並びに第三十四条中義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第一条第五号及び第十一号の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二五五号）抄

この政令は、平成二十二年三月二十五日政令第五三号）抄

この政令は、平成二十二年三月二十五日政令第五三号）抄

この政令は、平成二十二年三月二十五日政令第五三号）抄

この政令は、平成二十二年三月二十五日政令第五三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二三年二月二二日政令第三六八号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二六年二月二三日政令第三一七号）

この政令は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年二月二十一日）から施行する。

附則（平成二七年二月四日政令第三八号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年八月三日政令第二七五号）抄

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日政令第一二八号）抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三〇日政令第八八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三〇日政令第一二九号）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日政令第一〇七号）

この政令は、令和六年三月二十九日政令第一〇七号）

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条	標準法第六條の一	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号。以下「改正令」という。）附則第二条第一項
第七号	標準法第七條及び第八條	改正令附則第二条第五項
第九号	標準法第九條	改正令附則第二条第六項
第十一号	標準法第十條	改正令附則第二条第七項
第十三号	標準法第六條の一	改正令附則第二条第二項
第七号	標準法第七條及び第八條	改正令附則第二条第五項
第九号	標準法第九條	改正令附則第二条第六項
第十一号	標準法第十條	改正令附則第二条第七項
第十三号	標準法第六條の一	改正令附則第二条第二項

附則（令和二年三月三〇日政令第八八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三〇日政令第一二九号）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日政令第一〇七号）

る。この政令は、令和六年四月一日から施行す
